

議案第 10 号令和 6 年度野田市一般会計補正予算（第 2 号）に反対の討論を行います。

反対する理由は、衛生費の高齢者等の新型コロナウイルス感染症の予防接種委託料について異議があります。全額国費で賄う特例臨時接種は 3 月で終了し、今年度は秋冬に 65 歳以上と疾患を持つ 65 歳以下の方を対象に定期接種が行われます。これに伴い厚生労働省は、特例臨時接種のワクチンを廃棄することを自治体に求め、それを報告されたと伺いました。この定期接種化については、昨年より準備が進められ、助成するに当たりワクチン単価を 3,260 円、接種費用を 3,740 円と見込んだ内容を 12 月に示していました。しかし、今年 2 月には各ワクチンメーカーから希望小売価格を聴取し、ワクチン単価を 11,600 円と大幅に増額することとなりました。この価格に対し、ワクチン単価の増額分 8,300 円が、国庫負担として通知されたようです。

野田市では、個別接種の委託料は 15,300 円のうち、国庫負担の 8,300 円を引いた 7,000 円が自己負担となるどころ、市費で自己負担の軽減を図るため 4,500 円を負担し、自己負担を 2,500 円に抑えるとしています。

しかし、これまでのワクチンについても、集団免疫効果があるかどうかも分かっていませんし、副反応等の検証が不十分なまま、副反応に苦しむ方や亡くなられた方が出ています。最も直近の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会は 7 月 11 日に開催され、その審議は厚生労働省のホームページに結果が掲載されていますが、これまで予防接種法による健康被害救済制度によるコロナワクチンの申請の受理件数の累積は 11,540 件であり、うち認定件数 7,738 件、非認定 266 件、保留 6 件との報告がありました。これだけ多くの接種回数を実施されているとはいえ、なかなか健康被害の認定が厳しいこれまでの認定結果からすると、大変高い確率で新型コロナワクチンの被害が認定され、しかもこの新型コロナワクチンで亡くなられた方は 713 件も認定されています。

また、このデータ以外では毎日新聞が報道した副反応が 3 万 7,000 件、2,193 人の死亡事例が報道されています。改めて、これらの検証については不十分だと申し上げます。

先ほどの質疑で定期接種のワクチンについては、現時点では確定していないことが分かりましたが、この予防接種のワクチンに、レプリコンワクチンも対象となることが想定されています。レプリコンワクチンは細胞内に mRNA が送達されると自己増殖されるよう設計されており、既存のワクチンよりも少ない接種量でワクチンの効果が持続することが期待されているそうです。

しかし、医師や有識者からは、このレプリコンワクチンの安全性に懸念が表明されています。日本が世界で初めてこのレプリコンワクチンを承認した国です。このレプリコンワクチンの臨床試験、特にベトナムでの状況は、特定有害事象の

解析対象者の 74.5%に疲労、筋肉痛、頭痛等の全身性の症状が見られ、また因果関係は否定されたものの死亡事例も報告されました。定期接種により多くの方の接種が誘導されることを考えると、安全性への懸念が反対する一つ目の理由です。

もう一つは、医療保険制度の見直しで今年 10 月 1 日より、処方される薬は価格が安い後発薬が原則となります。いわゆるジェネリック薬品です。患者の希望で薬価が高い先発薬を希望した場合、後発薬との差額を自己負担することになります。

医療費の公費負担を抑えるためのジェネリックへの誘導とみられます。

何が言いたいのか。先ほどのワクチンは、製薬会社の言いなりの引上げを行い、国費であろうと市費であろうと税金です。10 月から始まる 1,095 品目の薬を対象とした自己負担は、今後品目が増えることも考えられます。血税で大手の製薬会社に莫大なワクチンの代金を支払いながら、医療費抑制の目的で患者の負担を増やし医療費の抑制傾向は、看過できないことが、反対する二つめの理由です。

議案第 10 号に計上されたその他の事業等には反対する理由はなく、むしろ必要な補正が計上されておりますが、部分採択が出来ないことから、反対の討論といたします。